

令和3年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年3月25日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 山本 半治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年1月26日になされた地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求について、監査した結果は、次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出日

令和4年1月26日

3 請求の要旨

請求人の請求の要旨は、以下のとおりである。

○令和4年1月26日付け 住民監査請求書（3枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略）

地方自治法第242条第1項の規定に則り、住民監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本請求書は請求人から貴委員各位あてに提出していた令和4年1月4日付けの住民監査請求書（23枚）に替え、今回改めて新たに請求を行うものです。

1. 措置を求める者

半田市長 久世孝宏です。

2. 請求の内容

請求人が半田市長に提出した令和3年7月30日付けの審査請求書（書証（3））と、令和3年8月16日付けの審査請求書（書証（8））について、半田市情報公開・個人情報保護審査会事務局担当の半田市役所総務部総務課の二人の職員（山本勇夫と間瀬啓祥）は、半田市情報公開条例及び同施行規則に定める条項を故意に誤解釈することで、半田市長が半田市情報公開・個人情報保護審査会に提出することになっている諮問書を不正に作成をして、請求人の情報公開請求に関する審査請求を妨害しました。

そればかりでなくて、請求人が半田市長に提出した前記の二件の審査請求書に対する本件審査会に半田市長が諮問することになっている諮問書は、審査請求書を本件事務局が受理してから14日以内に作成・諮問するよう条例で規定しているにもかかわらず、その期限を大巾に過ぎてから半田市長が本件審査会に諮問しています。

そして、本件審査会の審査結果を請求人は、まだ半田市長から伝えられていません。

上記の状況は、令和3年8月から現在まで継続中です。半田市長は、本件事務局の二人の職員（山本と間瀬）が不正職務をしつづけた5か月間（令和3年8月～同12月）の給料及びこの期間分のボーナスの全額を二人の職員（山本と間瀬）に渡しています。

従って、半田市長（審査請求書を提出した先の方であり、不正な諮問書を本審査会に諮問した方です。）は、次の金額を半田市に返金するよう請求します。

本件事務局の二人の職員（山本勇夫と間瀬啓祥）が不正な職務をしつづけた5か月間に、これらの二人の職員に支給した給料と、その期間分のボーナスの内、不正職務についやした職務時間相当分（市人事課が別途算定するよう求めます。）の支給額です。

請求人は、前記の二件の審査請求書を半田市長に提出しています。そして半田市長は、この二件の審査請求書を受理してから14日以内に本件審査会に諮問する（諮問書を作成して、提出することです。）よう条例で規定しています。従って半田市長は、本件事務局の二人の職務が条例に則って職務を執行するよう管理する義務がありますので市としての責任は、半田市長にあります。

3. 昨年6月執行の半田市長選挙と本請求書との関連

本請求書と共に提出します、令和4年1月4日付けで請求人が作成した貴委員各位あての「住民監査請求書（23枚）」と題する文書の2頁～8頁に記述している「3. 昨年6月執行の半田市長選挙と本請求書との関連」の項の内容と同一ですので、この請求書への記述は省略させていただきます。

4. 請求の理由

本請求書と共に提出します、令和4年1月4日付けで請求人が作成した貴委員各位あての「住民監査請求書（23枚）」と題する文書の9頁～16頁に記述している「4. 請求の理由」の項の内容と同一ですので、この請求書への記述は省略いたします。

5. 提出する書証

この住民監査請求書について提出する書証は、本請求書と共に提出します、令和4年1月4日付けの上記の住民監査請求書の17頁～23頁に記述している「5. 提出する書証（（1）～

(24) です。) 」の項の内容と同一です。従ってこの項での記述は省略します。なお、24 書証の提出は、貴事務局から返戻をいただきましたら、速やかに提出させていただきます。

6. 本請求書と共に提出する文書

令和4年1月4日付け、住民監査請求書（23枚）1通です。

以上

※上記「4. 請求の理由」のなかで、請求人が記述している「令和4年1月4日付けで請求人が作成した貴委員各位あての「住民監査請求書（23枚）」と題する文書の9頁～16頁に記述している「4. 請求の理由」の項の内容と同一です」とあるのは、本請求書と共に提出された「令和4年1月4日付け、住民監査請求書（23枚）」の以下の部分である。（原文のまま。）

4. 請求の理由

半田市役所総務部総務課が兼務している本件審査会事務局を担当している総務課長 山本勇夫と同総務課主事 間瀬啓祥の二名は、請求人が半田市長あてに提出した二件の審査請求書（書証（3）と同（8）です。）について、半田市選挙管理委員会の4名の委員の住所と履歴を請求人に開示させたくないため、以下に記述する条例違反を行って、請求人に与えられている半田市保有情報の公開請求権を妨害しつつづけています。

（1）半田市長作成の諮問書を規定期限内に作成しなかった。

請求人が半田市長に提出した二件の審査請求権については、本件審査会事務局が受理した後、14日以内に本件審査庁（半田市長）は、諮問書を作成して本件審査会に諮問するよう市条例で定められており、この規定には例外規定はありません。

本件審査会事務局（市総務課）は、前項の「3. 昨年6月執行の半田市長選挙と本請求書との関連」で記述しているように、二件の審査請求書に記述している開示請求を阻止しようとしていることから、請求人は、半田市長あてに諮問書を開示請求することで、同事務局の不正職務の状況を把握しようと考えました。

その状況は、以下の通りでした。

ア. 書証（3）に対する諮問書未作成（書証（12）より）

令和3年9月6日付けで、請求人は半田市長に書証（3）に対する市長作成の諮問書の全ての文書を開示請求しました。すると半田市長は、令和3年9月9日付けで、本件審査会あての諮問書を作成していない（不存在）と、請求人に通知してきました。

請求人が半田市長に書証（3）を提出した令和3年7月30日から41日経過してまだ諮問書を作成していないのです。

同年8月13日付けで請求人が同市長に提出した補充書（書証（7））から起算した場合であっても、27日経過しています。

イ. 書証（8）に対する諮問書も未作成（書証（13）より）

令和3年9月6日付けで、請求人は半田市長に書証（8）に対する市長作成の諮問書の全ての文書を開示請求しました。これに対し、半田市長は、令和3年9月9日付けで、まだ諮問書を作成していない（不存在）と、請求人に通知してきました。

書証（8）を半田市長に提出してから24日経過していますし、請求人が同書証の

記載内容に補足したり関係文書を追加して提出をした同 8 月 20 日（書証（10））から起算しても、すでに 20 日経過しています。

ウ. 請求人が半田市長に異議を申立て。

上記のア.とイ.の状況（諮問書未作成＝不作為の違法です。）に対して、請求人は、半田市長に令和 3 年 9 月 15 日付けで、条例違反であるとの理由で異議申立を行うと共に、違反理由を回答していただくよう、文書を提出しました（書証（14）より）。

請求人による書証（14）による申立に対して、半田市長は令和 3 年 9 月 17 日付け文書で、自身の違法職務について理由にはならない言い訳を記述しておいて、自身の違法を認めて、速やかに諮問書を作成する旨を請求人に回答してきました（書証（15）より）。

上記のア.イ.ウ.に記述をした半田市長による違法職務は、実質的には、本請求書二名の措置対象者（山本勇夫と間瀬啓祥）であることは、明らかです。

(2) 半田市長は、故意に諮問書を不正作成した。

半田市長から令和 3 年 9 月 17 日付けの文書で速やかに諮問書を作成を行う旨の回答書（書証（15）より）を受取った請求人は、令和 3 年 9 月 28 日付けで半田市長に二件の審査請求書に関する諮問書の全ての文書を開示請求しました（書証（16）の 1 項目の上方より）。

半田市長は、令和 3 年 10 月 11 日付けの開示決定通知書と共に、二件分の諮問書を請求人に開示してくれました（書証（16）より）。

ところが請求人に開示された諮問書は、公正な内容になっていず不正に作成されていました。以下にて、不正作成されていた状況と、その後の請求人と本件審査会事務局（市総務課）との間のやり取りについて、記述します。

ア. 不正作成されていた諮問書の不正内容

(ア) 書証（3）に関する諮問書の不正内容

i. 書証（3）に添付して請求人が半田市長に提出していた次の文書が諮問書に添付されていず、諮問書としての用をなしていない。

（諮問書に全く反映されていない請求人提出文書）

・令和 3 年 6 月 14 日付け、請求人作成、半田市選挙管理委員会あて、「半田市長選挙告示（令和 3 年 5 月 30 日）前の立候補予定者（久世氏と堀崎氏）を支持する政治団体（後援会を含む）の不正活動実体調査依頼」と題する文書（写） 1 通です。

ii. 令和 3 年 6 月 23 日付け、請求人作成、半田市長あての「半田市情報公開閲覧等請求書」（書証（1）内にあります。）が諮問書に添付されていないため、同請求書に記述している「2. 上記情報の利用目的」の内容を本件審査会が認識できなくしている。

(イ) 書証（8）に関する諮問書の不正内容

i. 書証（8）に添付して請求人が半田市長に提出していた次の文書が諮問書に添付されていず、諮問書としての用をなしていない。

（諮問書に全く反映されていない請求人提出文書）

・令和3年8月16日付け、請求人作成

「令和3年8月16日付け、審査請求書についての別紙（2枚）」と題する文書に記述している次の5文書が外されています。

「2. 審査請求書とともに提出する文書」の項に列挙している（1）～（5）の5文書です。

ii. 書証（8）への追加あるいは補足説明に必要な次の全文書が諮問書に添付されていず、諮問書としての用をなしていません。

（諮問書に全く反映されていない請求人提出文書）

・令和3年8月20日付け、請求人作成、半田市長経由本件審査会あて、

「令和3年8月16日付け、審査請求書への追加提出書類と既提出文書の補足説明（6枚）」と題する文書と、この文書に添付して提出した追加提出書類（1）～（3）及び既提出文書への補足説明（1）～（4）の全ての文書です。（これらの文書全てを、書証（11）として別途提出していますので、その内容を把握・認識することができます。）

(ウ) 上記の（ア）と（イ）の本件審査会の審査への影響について

本件審査会事務局（市総務課）は、請求人が半田市長に提出した二件の審査請求書で求めている市選挙管理委員会の4人の委員の住所と履歴を開示できなくする必要があるため、本件審査会への諮問の内容から請求人が正当な理由で提出していた上記の（ア）と（イ）の文書を不正に外したものと推察しています。

(3) 本件審査会事務局（市総務課）の不正への開き直り。

本件審査会に半田市長が提出する諮問書は、本件審査会事務局を担当している半田市役所総務部総務課が作成しています。そして、実際に諮問書を作成しているのは、市総務課の総務課長（山本勇夫）と同課の主事（間瀬啓祥）の二人です。

従って、本件審査会事務局（以下、本件事務局と記します。）とは、市総務課の山本勇夫と間瀬啓祥であると理解して下さい。

本件事務局が不正に作成した諮問書について、請求人は同事務局に異議申立て及び作成し直しを求めました。

このやり取りの状況を以下に記述します。

ア. 請求人から本件事務局に抗議した（書証（17）より）。

令和3年10月13日付けで請求人から本件事務局経由半田市長に対して、「二件の審査請求書に対する市長作成の諮問書について不正作成への抗議及び作成やり直し申立書（2枚）」と題する文書を提出して、不正作成した諮問書を至急作成し直すよう申立てると共に、不正に対し抗議しました。

請求人が本件事務局に提出した上記の申立書には、諮問書が不正に作成している内容を具体的に明示すると共に、諮問書を作成し直すよう申立てる理由も明記しています。

（書証（17）に明記をした申立する理由は次の通りです。）

「審査請求書に添付した文書及び後日提出した文書は、審査請求書を提出した理由及びその法的根拠（市条例に対する）を裏付けるために必要な文書ですので、諮問書

に必ず添付する必要があります。」

イ. 本件事務局が請求人に諮問書を作成し直さないと伝える。

令和3年10月22日付けで請求人が半田市長に自己情報開示請求書を提出して、最近状態の諮問書を開示していただくよう求めました。この請求人からの請求に対し、本件事務局は、請求人に電話で、次のように伝えました（書証（18）より）。

「本件審査会提出の諮問書を作成し直すつもりはない。」

その後、令和3年12月3日付けで半田市長作成の「令和3年11月5日付け上申書に対する回答について」と題する文書で、請求人に対して、正式に次の回答をしてきました（書証（19）より）。

「諮問書の作成に不正はありませんので、諮問書の作成のやり直しはいたしません。」

ウ. 請求人から欠陥諮問書を作成し直すよう依頼

令和3年12月6日付け文書で請求人は、本件事務局経由で半田市長に、欠陥文書（諮問書）を作成し直すよう依頼すると共に、次の内容をお伝えをしました（書証（20）より）。

- i. 書証（19）に「諮問書の作成に不正はありません」と記述していますが、その理由が記載されていない旨を伝えた。
- ii. 諮問書を不正作成をしていて、作成し直しを半田市役所が拒んでいる旨を、請求人から本件審査会会長にお伝えしている旨を伝えた。
- iii. 最高裁判所に、久世市長が法に反した選挙運動で選出されたこと、及び犯罪人の山本卓美を副市長に指名した件を伝えている。

<参考：上記のiiiの状況は、前代未聞であり、市の汚点です。>

エ. 半田市長（本件事務局）が屁理屈の回答をしてくる。

半田市長（本件事務局）は、請求人から前項ウの依頼に対し、令和3年12月10日付けの文書で、請求人に次の回答をしました。

「請求人から追加提出のあった文書のうち、審査請求の内容を明らかにするものではない文書を除いて諮問書を作成しています。従って、諮問書の作成に不正はありません。」（書証（21）より）

オ. 請求人から不良公文書（諮問書）の作成し直しを再依頼

半田市長（本件事務局）作成の前項エの回答文書に対して、請求人は、令和3年12月14日付けの文書で、半田市長（本件事務局）に、不良公文書（諮問書）の作成し直しを再依頼しました。

そして、請求人は、この再依頼の必要性等について、同再依頼文書に、次の内容を記述して、本件事務局経由で半田市長に伝えました。（書証（22）です。）

- i. 上記エの回答文書に、「審査請求の内容を明らかにするものでない文書を除いている」旨の記述がありますが、市長がそのように判断した理由を全く記述していない。従って、書証（21）は、欠陥公文書です。
- ii. 請求人が半田市長に不正作成の旨を伝えた令和3年10月13日付けの文書（書証（17）です。）には、その理由を明記している。
- iii. 市が開示すべき個人情報、その対象者の立場や地位等によって、その範囲、内容が違ふこと、このことは、市の条例の各項に、その旨を規定していると、請求人から本

件事務局に参考に伝えた。

(5) 請求の理由 (まとめ)

本件諮問書を実質的に作成している本件審査会事務局である半田市役所総務部総務課 (課長 山本勇夫と主事 間瀬啓祥) は、諮問書を本件審査会に市の条例に規定している期限内に提出しませんでした。

そして請求人からの早期作成の要請をうけて市が作成した諮問書は、市にとって都合の悪い請求人提出の文書を外していまい、半田市役所が犯罪組織体制 (市幹部職員の人事の意) になっている事実及び、その事実を正当化するため、昨年 6 月執行の半田市長選挙で当時の半田市長 (榊原純夫) やその市長を支える半田市議会議員幹部数人が結託して、告示前に大々的な違法選挙運動をすることで半田市民をそそのかして久世孝宏を半田市長に選出させ、久世市長が重大犯罪人の市総務部長 山本卓美を指名した行為を正当化しています (以上の記述は、刑法 230 条の二③に則っています)。

さらに、諮問書を不正に作成している事実を請求人から具体的に指摘されると、本件審査会事務局の上記の二人の市職員は、法的根拠に欠ける不当な理由を主張して、諮問書不正作成を正当化することで、本件審査会の委員への越権行為まで行っています。

二人の市職員によるこのような不正職務をしつづける目的は、半田市選挙管理委員会の 4 人の委員の個人情報請求人に開示否とすることで 4 人の委員が委員として不適格であることを隠そうとしているものと推察しています。この 4 人の委員まで、昨年の半田市長選挙での久世陣営による告示前の違法選挙運動を正当化しようとしている状況にあります。

半田市役所職員には、半田市職員倫理条例を新規に定めることで法規制を設ける必要性を強く感じます。

本件では、本件審査会の委員が判断 (開示の) をするべきことを本件事務局 (市総務課) が判断しようと不正をしているのです。

7. 本請求書に添付された事実を証する書面

- (1) 書証 (1) 令和 3 年 6 月 30 日付け 半田市長開示
「半田市情報公開可否決定通知書」
- (2) 書証 (2) 令和 3 年 7 月 20 日付け 半田市長開示
「半田市情報公開可否決定通知書」
- (3) 書証 (3) 令和 3 年 7 月 30 日付け 請求人作成 半田市長あて
「審査請求書」(令和 3 年 6 月 14 日付けの文書を添付)
- (4) 書証 (4) 令和 3 年 8 月 4 日付け 請求人作成 半田市情報公開審査会あて
「審査事務局市職員の忌避申立兼上申書」
- (5) 書証 (5) 令和 3 年 8 月 11 日付け 請求人作成 半田市選管委員会あて
「半田市選挙管理委員会事務局書記長の忌避申立書」
- (6) 書証 (6) 令和 3 年 8 月 11 日付け 半田市長作成 請求人あて

- 「審査請求書の補正について（依頼）」
- (7) 書証 (7) 令和3年8月13日付け 請求人作成 半田市長あて
「令和3年7月30日付け審査請求書への記載内容の補充書」
 - (8) 書証 (8) 令和3年8月16日付け 請求人作成 半田市長あて
「審査請求書」（別紙に記載する5文書を添付）
 - (9) 書証 (9) 令和3年8月20日付け 請求人作成 半田市情報公開審査会あて
「審査会への審査請求人の出席について再上申書」
 - (10) 書証 (10) 令和3年8月20日付け 請求人作成 半田市長経由 半田市情報公開審査会あて
「令和3年8月16日付け審査請求書への追加提出書類と既提出文書の補足説明（6枚）」
 - (11) 書証 (11) 令和3年8月26日付け 請求人作成 半田市情報公開審査会あて
「審査会事務局市職員の忌避申立書兼上申書」
 - (12) 書証 (12) 令和3年9月9日付け 半田市長作成 請求人あて
「自己情報不存在決定通知書」
 - (13) 書証 (13) 令和3年9月9日付け 半田市長作成 請求人あて
「自己情報不存在決定通知書」
 - (14) 書証 (14) 令和3年9月15日付け 請求人作成 半田市長あて
「半田市情報公開・個人情報保護審査会の事務局（市総務課）の条例違反職務に対する異議申立及び違反理由回答申出について」
 - (15) 書証 (15) 令和3年9月17日付け 半田市長作成 請求人作成
「令和3年9月9日現在審査請求書に対する諮問が実施されていないことについて」
 - (16) 書証 (16) 令和3年10月11日付け 半田市長作成 請求人あて
「自己情報開示決定通知書」
 - (17) 書証 (17) 令和3年10月13日付け 請求人作成 半田市長あて
「二件の審査請求書に対する市長作成の諮問書について、不正作成への抗議及び作成やり直し申立書（2枚）」
 - (18) 書証 (18) 令和3年11月5日付け 請求人作成 半田市長あて
「令和3年10月22日付け依頼人提出の自己情報開示請求書に対する半田市長による開示文書（諮問書）についての上申書」
 - (19) 書証 (19) 令和3年12月3日付け 半田市長作成 請求人あて
「令和3年11月5日付け上申書に対する回答について」
 - (20) 書証 (20) 令和3年12月6日付け 請求人作成 半田市長あて
「令和3年12月3日付け（3半総第634-1号）欠陥文書の作成し直しについて（依頼）」
 - (21) 書証 (21) 令和3年12月10日付け 半田市長作成 請求人あて
「令和3年12月6日付け依頼文書に対する回答（審査請求諮問書の作成に不正がない理由の記述）について」
 - (22) 書証 (22) 令和3年12月14日付け 請求人作成 半田市長あて

「半田市長作成の令和3年12月10日付け（3半総第634-2号）の不良公文書を至急作成し直しについて（再依頼）」

(23) 書証 (23) 令和3年8月25日付け 半田市長作成 請求人あて
「半田市情報公開可否決定通知書」

(24) 書証 (24) 令和3年8月24日実施 半田市選挙管理委員会作成
「定例選挙管理委員会議事録」

○令和4年2月14日付け 住民監査請求補充書（5枚）
別紙1参照

○令和4年2月21日付け 住民監査請求再補充書（5枚）
別紙2参照

第2 監査の請求の受理

令和4年1月26日に提出された住民監査請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述の機会及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年2月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■ ■ ■ ■

また、令和4年2月14日付け住民監査請求補充書（5枚）及び同年2月21日付け、住民監査請求再補充書（5枚）の提出があり、同日付でこれらを受理した。

2 監査の対象事項

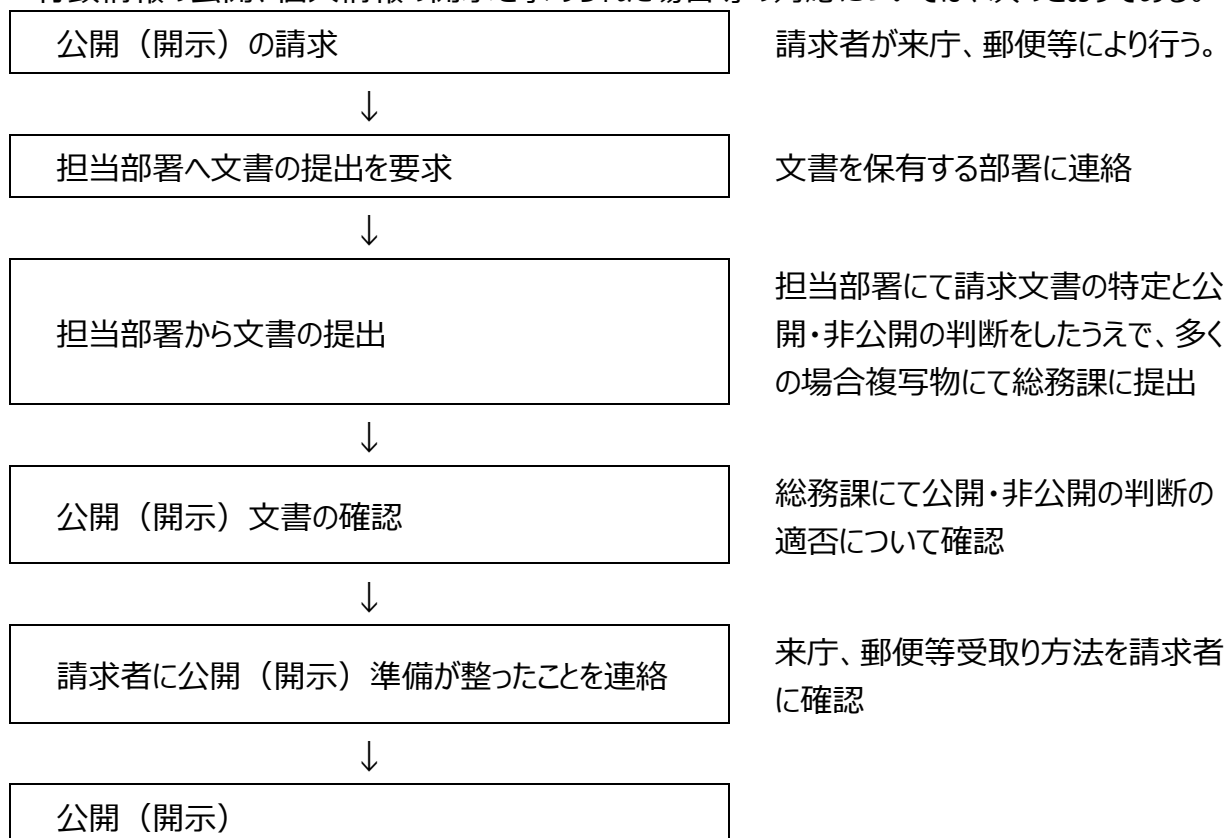
本件監査においては、地方自治法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、当該行為によって当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨を規定している。請求人から提出された「住民監査請求書」の措置を求める内容について、「不正職務についやした職務時間相当分（市人事課が別途裁定するよう求めます。）の支給額」と記載され、具体的な損害額が添付されている事実証明書からは判断できない。したがって、令和3年8月から同年12月までの半田市情報公開・個人情報保護審査会の事務局（半田市総務部総務課）2名（所属長及び課員）の給与・賞与の支払いについて、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を半田市情報公開・個人情報保護審査会事務を担っている総務課とし、関係資料の提出及び説明を求めた。これにより関係職員が行った説明の要旨は次のとおりである。

(1) 情報公開に関する業務等について

行政情報の公開、個人情報の開示を求められた場合等の対応については、次のとおりである。



公開・開示の範囲については、情報公開については「半田市情報公開条例解釈運用基準」に、個人情報開示については「半田市個人情報保護条例解釈運用基準」により、事案ごとに個別に公開（開示）範囲を決定している。

回答の期間については、公開（開示）の請求から公開（開示）までは原則として15日以内となっている。ただし、事務処理上請求された情報が複雑又は困難な案件の場合は、30日まで延長可能としている。（半田市情報公開条例第9条及び半田市個人情報保護条例第22条）

情報公開、個人情報開示決定等に不服が生じた場合の対応については、次のとおりである。

手続	期限・根拠等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">実施機関</div> 請求者へ情報公開・自己情報開示決定通知書の送付 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">請求者</div> 審査請求書の提出 ↓	決定通知書の内容に不服がある場合は、決定通知日から3か月以内に提出すること。 ※情報公開条例第13条第2項及び個人情報保護条例第37条の3第2項(行政不服審査法第18

<p>実施機関 審査会へ諮問</p> <p>↓</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会</p> <p>審査会 (1) 審査案件の調査 (2) 請求人の意見聴取 (申出のあった場合) (3) 審議 (意見集約、答申案作成)</p> <p>実施機関へ答申 (同時に請求人へ答申書送付)</p> <p>↓</p> <p>実施機関 答申結果を尊重して裁決結果を通知</p> <p>↓</p> <p>請求者</p>	<p>条第 1 項を適用)</p> <p>審査請求日から 14 日以内 ※情報公開条例第 13 条第 3 項 及び個人情報保護条例第 38 条</p> <p>※審査会条例第 6 条 ※審査会条例第 7 条</p> <p>※審査会条例第 11 条</p> <p>答申を受けた日から 14 日以内 ※情報公開条例第 13 条第 5 項 及び個人情報保護条例第 38 条 第 3 項</p> <p>※審査請求から何日後までに裁決 結果を通知しなければならないとの 定めはない。</p>
---	---

(2) 半田市情報公開・個人情報保護審査会に関する業務等について

令和 3 年 7 月 30 日付け及び同年 8 月 16 日付けで提出された審査請求書については、それぞれ同日付で受理した。

審査請求人から申立てがされた後、半田市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条に基づき、意見の陳述は実施していない。その理由は、審査請求人が本件の審査に係る諮問は違法に実施されており、そのような状況で開催される審査会に出席することに意味がないとして出席を拒否すると申出があったためである。

本件にかかる半田市情報公開・個人情報保護審査会は、令和 3 年 11 月 24 日に第 1 回審査会、令和 4 年 1 月 13 日に第 2 回審査会を開催し、令和 4 年 2 月 7 日に答申書を審査庁及び審査請求人へ送付している。なお、請求人に対しては同日付けで配達証明郵便で送付し、同月 8 日に審査請求人が受取している。答申の結果は、審査請求を棄却。

令和 3 年 9 月 9 日現在、半田市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問が実施されていなかったことについて、令和 3 年 8 月 4 日付けで、事務局長である総務課長の半田市情報公開・個人情報保護審査会事務からの忌避を求める文書、同月 26 日付けで、事務局長に加えて審査会事務担当者も審査会事務から忌避を求める文書が提出されたことによりどのような対応をとるべきか苦

慮していたためである。

また、半田市情報公開・個人情報保護審査会庶務担当者及び所属長について、令和3年8月2日から同年12月28日までの間、半田市職員服務規程第3条第3項に基づく、無断欠勤はなく、年次有給休暇の取得日数は所属長が5日3時間、庶務担当者は2時間であった。

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

1. 半田市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問について
半田市情報公開条例第13条第3項では、「審査請求があったときは、当該審査請求が不合法であるときを除き、半田市情報公開・個人情報保護審査会に対し、当該審査請求を受理した日から起算して十四日以内に諮問しなければならない。」と規定されているが、期間内に諮問は行われていない。
2. 半田市情報公開・個人情報保護審査会での意見の陳述について
半田市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条に基づく、意見の陳述については、実施されていない。
3. 半田市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況等について
令和3年11月24日に第1回、令和4年1月13日に第2回の半田市情報公開・個人情報保護審査会を開催しているおり、令和4年2月7日に答申書を審査庁に、同日付で配達証明郵便で審査請求人へ送付し、同月8日に審査請求人が受領している。なお、答申結果は、審査請求を棄却であった。
4. 半田市情報公開・個人情報保護審査会における事務について
半田市情報公開・個人情報保護審査会規則第4条において、審査会の庶務は、総務部総務課において処理することとなっている。
5. 半田市情報公開・個人情報保護審査会担当職員の勤務状況について
無断欠勤はなく、年次有給休暇の取得も通常の範囲内であり勤務状況に問題はない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

半田市情報公開条例第13条に則り、令和3年7月30日付け及び同年8月16日付けで請求人から半田市長宛に2件の審査請求書が提出された。本来であれば、半田市情報公開条例第13条第3項に基づき、14日以内に市長から半田市情報公開・個人情報保護審査会会長に諮問されるべきところ、この期限を超えて、同年9月27日付けで半田市長から半田市情報公開・個人情報保護審査会会長に対して審査請求諮問書が送付され、同年11月24日に第1回、令和4年1月13日に第2回の半田市情報公開・個人情報保護審査会が開催され、令和4年2月7日に答申書を審査庁に、同日付で配達証明郵便で審査請求人へ送付し、同月8日に審査請求人が受領している。また、この間、この諮問書に対し請求人から同年10月13日付けで不正作成への抗議及び作成やり直し申立書が提出され、同年12月3日付け3半総第634-1号にて、諮問書の作成に不正はないことや同文書の作成のやり直しは行わない旨の回答を行っている。その後、再度、請求人から同年12月6日付けで、同年12月3日付け3半総第634-1号の文書に理由が付されておらず公文書としての体裁が欠けており欠陥文書であるとして作成し直しの依頼文書が提出され、同年12

月 10 日付け 3 半総第 634-2 号にて、不正がない旨の理由を付して再度回答している。この回答を受け、さらに請求人から同年 12 月 14 日付けで同年 12 月 10 日付け 3 半総第 634-2 号の文書にも公文書としての欠陥があるとして、作成し直しの再依頼文書が提出されている。

さて、半田市情報公開条例第 13 条に則り審査請求書が提出された場合、同条例 13 条第 3 項の規定により、実施機関は、当該審査請求が不適法であるときを除き、半田市情報公開・個人情報保護審査会に対し、当該審査請求を受理した日から起算して 14 日以内に諮問しなければならないとされているが、本件では 14 日以内に諮問はされておらず、大幅に期間を超過して同審査会に諮問書が提出されている。このことについて、審査会の事務局は、条例で定めた手順に準拠しておらず、条例に反していると認められる。そのため、請求人には一定程度の不利益が発生する可能性があるが、この行為をもって半田市が財務会計上の損害を被ったと言えるものではない。また、諮問書の不正な作成、審査請求の妨害が行われていた事実は認められない。

さらに、半田市情報公開・個人情報保護審査会担当職員（2 名）の給与・賞与は、「半田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 12 号）」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に基づき、適正に手続きが行われており、違法性及び不当性は認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、地方自治法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして棄却する。

第 7 付言

本住民監査請求に関し、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、以下 1 点について、市へ申し添える。

1 半田市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問への期間超過について

半田市情報公開条例第 13 条第 3 項では、「実施機関は、審査請求があったときは、当該審査請求が不適法であるときを除き、半田市情報公開・個人情報保護審査会に対し、当該審査請求を受理した日から起算して 14 日以内に諮問しなければならない。」と規定されている。本件の審査請求は、令和 3 年 7 月 30 日及び同年 8 月 16 日に受理したにも関わらず、14 日以内に諮問がなされていない事実を確認した。請求者からの要望に応えるべく事務を処理していたことが理由と弁明しているが、条例等の順守が不十分であったと言わざるを得ない。今回の事案を契機として、職員一人一人が公務員としての原点に立ち返り、事務処理を適切に行っていただくよう強く要望する。

以上

○令和4年2月14日付け 住民監査請求補充書（5枚）

地方自治法242条7項の規定（委員への陳述）に基づき、令和4年1月26日付けの住民監査請求書（3枚）に、以下に記載する内容を補充します。

1. 請求人が半田市長に開示を請求している情報について

請求人が二件の審査請求書（書証（3）と同（8））で半田市長に開示を請求している半田市選挙管理委員会の4名の委員の現住所と職業歴は個人情報ではありますが、同委員4名を半田市議会が選任する際に市選管委員会が同市議会に、全てを明らかにしています。（書証（1）と同（2）より）。

そして市選管委員会が半田市議会に提出をした同委員4名の住所と職業歴は同議会の議員がすでに把握しています。

議会を通して市議会議員が知った個人情報は市議会議員には守秘義務はありません。

さらに半田市選挙管理委員会の委員は、公的立場にありますので、半田市民は、たとえ個人情報であったとしても知ることは、社会通念上必要です。特に、委員の職業歴は、同委員に求められている人格や選挙に関して公正・公明な識見を有しているのか市民自身も知っている必要があります。今回の住民監査請求を提出するに至った一要因でもあるからです。

2. 本件の措置対象者の半田市長の資質等

半田市長 久世孝宏氏の市職員に対する指導力（公務員の役割り・倫理を市職員に伝え・実行指導する力）には多々問題があります。半田市長の資質は、学歴では分かりません。

この点について、以下に記述します。

（1）請求人による認識

令和4年1月20日付けの住民監査請求書（4枚）と共に提出した、同12日付け住民監査請求再補充書（14枚）の7頁（「久世氏の経歴（参考として）の項」に、半田市長 久世氏に対する請求人の認識について記述しています（書証（25）の1頁より）。

請求人は、久世氏の半田市長としての資質を評価していません。久世氏が、半田市議会議員に選出された理由は、義理の父親（県会議員）の後ろ盾と、高学歴に市民が支持をして投票したのであり、市民が表面上のデータを信用してしまったのです。

半田市民が久世氏を過大評価（特に学歴）しているにすぎません。

（2）半田市議会ベテラン議員による認識

昨年の半田市長選挙で久世氏は、地域振興券一人二万円の公約を掲げて市長に選出されました。

久世市長は、この公約を市議会に議案を提出し、昨年の7月ごろから、同8月5日に審議・採決をして実施されました。

この市議会での審議の中でベテラン市議が、久世市長の資質について痛烈な発言をされています。通常、市議会の場で、このような発言をしませんので、大変勇気のあることです。しかし、この発言は、半田市及び半田市民のメリットを最優先に市政を司どり、税を使用する必要性を述べています。

請求人も同感ですし、ベテラン議員による久世市長の資質内容の発言は、前項（1）に記載している内容とも重なります。このベテラン議員の議会での発言状況を、今回書証（25）の2～4頁として

提出します（該当部分にアンダーラインを付しています。）

（参考）地域新沽券についての、市民経済部長の発言

地域振興券について、市民経済部長と市議会議員との質疑応答している状況を記録した文書によりますと、市民経済部長は、次の答弁をしています。（書証（25）の5頁より）

「地域振興券を使いたくない場合は、使わなくてよい。破いて破棄していただいても構いません。自分で使わなければ、他の（生活に困った）人に、使っていただいても確認できませんので。」

市議会議員に対して、市民経済部長がこのように答弁する地域振興券は、必要ありません。半田市長を支える市幹部のレベルに問題があるようです。

3. 過去の住民監査請求に対する監査結果

請求人は、平成16年度から令和元年度の16年の間、市長等に市民が提出した住民監査請求18件に対する市監査委員による監査結果を調べてみました。その結果、1件（平成17年11月受理分）に対して「一部勧告」との判断をしているのみで、17件は棄却あるいは却下になっています。市民が提出した住民監査請求の全んどを監査委員が採用していません。半田市役所の言いなりに監査しています（書証（27）より）。

4. 現在の代表監査委員による不正監査の状況

現在の市民代表の監査委員は、平成27年1月に任命されています。書証（27）によりますと、平成27年から令和元年までの5年間に、市民は11件の住民監査請求を提出しています。

この監査結果は採用されず、全件却下あるいは棄却及び監査せずです。

現在の市民代表の監査委員は、委員として不適格であり、そのことを分っていながら、半田市長（前任）と半田市議会は委員に任命しており、市民の権利を妨害すると共に、半田市に損害を与えています。

現在の市民代表の監査委員が委員として不適である理由は、書証（26）にⅰ～ⅴの5項目に記述している通りです。

その内のⅴの項に、今回住民監査請求を提出した理由と同一の問題について、平成30年5月に、請求人が文書で市情報公開事務局（市総務課）の不正職務について、市監査委員に業務監査の依頼を提出していました。ところが、これまで市監査委員は何も行っていない。

何のために半田市監査委員を設けているのかわかりません。

半田市役所が犯罪組織化されているのです。

5. 本件住民監査請求の措置を求めている内容について

昨年、市土木課の職員が工事業者に発注する際、入札して決めることになっているものを、指名して発注していた件について、半田市長（前任）は、不正職務を行った職員に、減給等の処分をしました。今回の住民監査請求についても、同様の措置が可能です。

6. 今回提出する書証（次の3文書です。）

・書証（25） 1頁目 久世氏の経歴（参考として）

2～4頁目 新美保博半田市議会議員による地域振興券議案時の半田市議会での発言。

5頁目 市議会全員協議会（地域振興券）での加藤美幸市議と市民経済部長とのQ & A。

・書証（26） 現在の代表監査委員の不正監査の状況

・書証（27） 令和2年3月9日付け 半田市長作成 請求人あて
半田市情報公開可否決定通知書
（平成16年度から令和元年度までの半田市での住民監査請求の一件
毎の監査結果です。）

7. 本件住民監査請求に関する記載事項の訂正

市選管委員を半田市議会で選挙する際に、その議案を同市議会に提出する組織名を全て、次の名称に訂正します。

（訂正前）半田市役所→（訂正後）半田市選挙管理委員会

注）半田市選挙管理委員会の実体は同委員会事務局にあり、同事務局は半田市役所総務課が担当している。従って、同委員会と同事務局は実質的に一体です。

以上

○令和 4 年 2 月 21 日付け 住民監査請求再補充書（5 枚）

地方自治法 242 条 7 項の規定（委員への陳述）に基づき、令和 4 年 1 月 26 日付けの住民監査請求書（3 枚）に、以下に記載する内容を再補充します。

1. 半田市民代表監査委員による不正・怠慢職務

書証（28）の 3 頁の上方 ii の項に記述しているように、西川監査委員は、今回請求人が住民監査請求を提出している事案である半田市情報開示事務局の不正職務に対する請求人からの業務監査依頼を全く実施せず放置するという不正・怠慢な職務を平然と行っています。

そして、この西川監査委員の不良行為について、市監査委員事務局が請求人からの業務監査の依頼の件は、「参考に話を聞くということでした」と、請求人に平気でウソを付くのです。

令和 2 年の時点で半田市監査委員が、市情報開示事務局（市総務課が担当）の不正職務に対する業務監査を実施して、改善対策を講じていれば、今回のような不正は起きなかったと思われます。市民が提出した住民監査請求についても、西川監査委員はことごとく却下・棄却していて、半田市役所の犯罪組織化に協力しているのです。この西川監査委員の不正・怠慢職務を市監査委員事務局が協力・加担するしまつで、市民の監査請求権を妨害しています。（以下の記述は書証（28）より）

2. 半田市情報公開等事務局（市総務課）の不正職務

請求人が、本件住民監査請求を市監査委員事務局に最初に提出したのは、令和 4 年 1 月 4 日です。この住民監査請求書は、市監査委員事務局から、半田市長に通知する目的で市総務課（市情報公開事務局担当です。）に手渡されます。

この住民監査請求書の内容を知った市総務課は当然アセリます。請求人は、情報開示について審査請求書（書証（3）と（8））を市総務課に提出した審査請求人であるからです。この二件の審査請求書について、市情報公開等審査会事務局（市総務課が担当）は、市長に代って諮問書を令和 3 年 9 月 27 日に作成をして、同審査会に提出しています。（書証（16）又は書証（29）の答申書より）。

ところがこの諮問書は不正に作成されていました（書証（17）より）。同審査会は、不正な内容の諮問書をベースに市選管委員 4 名の住所と職歴等の開示の是非について、令和 3 年 11 月 24 日に、第 1 回審議を実施しました（書証（29）の答申書より）が結論に至りませんでした。

その後、上記のように請求人が令和 4 年 1 月 4 日に本件住民監査請求書を提出したことを知った審査会事務局（市総務課）はあわてて第 2 回審議を令和 4 年 1 月 13 日に実施しました（書証（29）の答申書より）。この審査会に請求人が出席をして陳述をしたい旨を、同事務局の間瀬氏に伝えていましたが無視され、第 2 回審議も不正に作成された諮問書をベースに実施されました。当然のことながら正しい審議結果は出ません。

同審査会は、令和 4 年 2 月 7 日付けの付けの答申書を作成して、市長と審査請求人に発送しま

した（書証（29）より）。

以上に記した諮問書の作成及び審査会による2回の審議は、審査請求人である住民監査請求人が、不参加の状況で、同審議会事務局（市総務課）の主導で実施されました。

3. 事実誤認まみれの答申書が作成された。

令和4年2月7日付けで作成した答申書（書証（29））は、不正に作成された諮問書（書証（16））をベースに、審査請求人不参加の状況で審議したため、その記載内容は、次のような事実誤認まみれでした（書証（30）及び書証（31）より）。

i. 「不正な手段で当選した現半田市長」との審査請求人の主張に対し、審査会が「請求人の私見であり、客観的事実によるものではない」と決めつけている。請求人は、客観的事実を示して、現在住民監査請求中です。

ii. 市選管の4人の委員の住所は、半田市議会と同議会議員に情報提供しており、同議会議員には、この入手情報についての守秘義務はない。従って、審査請求人に開示しても問題ない。ところが、答申書には住所は開示出来ない（個人情報）と判断している。

iii. 市選管の4人の委員の職歴等の情報は、半田市議会と同議会議員には情報提供していない旨の判断をすることで、開示することは出来ない旨の答申になっている。

しかし、この答申書の判断は事実誤認であり、半田市議会と同議会議員に情報提供している。従って、住所の開示可の理由と同様、審査請求人に開示できる。

iv. 不正に作成した諮問書についても、請求人が現在住民監査請求を提出中です。

審査請求人は、令和4年2月9日付けの「答申書についての異議申立て及び審査のやり直し申立書（2枚）」を市長経由審査会会長あてに提出しました（書証（30）です。）。

4. 半田市長が答弁書を審査請求人に送付した件への請求人の対応

審査庁の半田市長が、審査請求人あてに不正内容の答申書を配達証明郵便で送付していることを審査請求人は、令和4年2月18日に知りました（審査会事務 間瀬氏より）。

審査請求人が、不在であったため、郵便物等不在票が郵便受けに入っていました。上記の間瀬氏から、「答弁書は受取らなくてよい」旨の電話での話しがあったので、審査請求人は、半田郵便局にFAXで配達証明郵便を差出人（半田市役所）に返戻していただくよう伝えました。（以上、書証（31）への添付文書（不在票）より）

審査請求人は、令和4年2月19日付けの「答申書に関する上申書（2枚）」と題する文書（書証（31））を作成して、半田市情報公開等審査会会長 榊原顕太郎氏に郵送して、答申書の内容は不正・事実誤認であるとの理由で、再度審査していただくように上申しました（書証（31）より）。

以上のように、半田市情報公開等事務局（市総務課担当）は、請求人に対して、不正でかつ犯罪的職務対応を公然と行っています。

半田市役所の市選挙管理委員会事務局、市議会事務局及び半田市監査委員事務局について

も、不正まみれの職務対応をしており、その主原因は、20 年間半田市役所元職員が半田市長に選出されたことであると、請求人は考えています。

5. 今回提出する書証 (28) ~ (31) です。

- ・書証 (28) 令和 2 年 3 月 27 日付け 市監査委員作成 請求人あて
「住民監査請求に係る監査の結果について (通知)」
(3 頁の ii .の項に西川代表委員が市情報開示請求事務局の不正に対する業務監査を怠った事実が記述されている。)

- ・書証 (29) 令和 4 年 2 月 7 日付け 半田市情報公開等審査会会長作成
「答申書の送付について」と「答申書」 審査請求人あて
(不正に作成された諮問書を審査請求人から作成し直すよう申立てがあったもの (書証 (17)) を無視して、審査会が答申書を作成した。)

- ・書証 (30) 令和 4 年 2 月 9 日付け 審査請求人作成
半田市長経由半田市情報公開審査会会長あて
「答申書についての異議申立て及び審査のやり直し申立書 (2 枚)」

- ・書証 (31) 令和 4 年 2 月 19 日付け 審査請求人作成
半田市情報公開等審査会会長あて
「答申書に関する上申書 (2 枚)」
(半田市長から審査請求人あての通知文書 (配達証明郵便) を封をしたまま郵便局から半田市長に返礼していただいた旨を審査会会長に伝え、同時に審査をやり直すよう求めた。)

以上